

2025 年度司法試験予備試験答案練習会（法律事務基礎科目（刑事））

令和 8 年 6 月 07 日

弁護士 佐竹 勇祐

## 法律実務基礎科目(刑事)

### 問題

〔刑事〕 次の【事例】を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。

【事例】

- 1 A（23歳、男性）は、令和7年3月31日、「被告人は、金品を強取しようと考え、㊦Bと共謀の上、令和7年3月9日午後1時頃、H県I市J町1丁目2番3号V方に、宅配業者を装って玄関から侵入し、その頃から同日午後1時10分頃までの間、同所において、V（当時75歳）に対し、持っていたサバイバルナイフを突き付け、『金とキャッシュカードを出せ。』などと申し向け、持っていたロープでVの両手首及び両足首を縛るなどの暴行脅迫を加え、Vの反抗を抑圧した上、V所有又は管理の現金500万円及びキャッシュカード1枚を強取し、その際、Vに加療約10日間を要する両手関節部擦過傷の傷害を負わせた。」旨の住居侵入、強盗致傷被告事件（以下「本件被告事件」という。）でH地方裁判所に公判請求された。B（21歳、男性）は、Aが公判請求される前日に、前記住居侵入、強盗致傷の事実で同裁判所に公判請求されていた。
- 2 Aが公判請求されるまでに収集された主な証拠の概要は次のとおりである（以下、特に年を明示していない日付は全て令和7年である。）。なお、Aは、取調べに対し、一貫して黙秘していた。

(1) Vの警察官面前の供述録取書（証拠①）

「私は、自宅に1人で住んでいる。3月9日午後1時頃、玄関のチャイムが鳴り、インターホンに対応したところ、男が宅配業者を名乗ったため、玄関のドアを開けた。すると、茶色の作業着上下と帽子を着用した男が玄関内に入ってきてドアを閉め、ポケットから取り出したナイフを私ののど元に突き付け、『金とキャッシュカードを出せ。』と言ってきた。男の言うとおりにしないと刺されると思い、寝室のたんすの中に現金やキャッシュカードがあることを伝えた。男は、私にナイフを突き付けたまま、私を連れて寝室に移動し、再び、現金とキャッシュカードを出すように言ってきた。私は、たんすの引き出しを開け、中にあった現金500万円とR銀行の私名義のキャッシュカード1枚を男に示した。男は、その現金とキャッシュカードを奪って作業着上衣のポケットに入れると、私を床にうつ伏せに押さえ付け、私の両手首と両足首をロープで縛った。そして、男が『キャッシュカードの暗証番号を教えろ。』と言ってきたので、私は、4桁の暗証番号を教えた。すると、男はその場から立ち去った。私は、両手両足を必死に動かし、ロープを緩めて手足を抜いたが、その際、両手首を怪我してしまった。その後、110番通報した上で、R銀行に電話をかけ、キャッシュカードの利用を停止した。犯人の男が家にいた時間は約10分間だった。」

(2) ロープに関する捜査報告書（証拠②）

「Vの110番通報を受け、3月9日午後1時40分頃にV方に臨場した警察官らは、Vの両手首及び両足首を縛っていたものとして、Vから水色のロープ2本の提出を受け

たことから、これを領置した。」

(3) I 市立病院医師作成の診断書（証拠③）

「V が 3 月 9 日、同病院を受診し、同日から約 1 0 日間の加療を要する両手関節部擦過傷と診断された。」

(4) Q マンション防犯カメラ画像の精査に関する捜査報告書（証拠④）

「警察官らが V 方付近の防犯カメラを検索したところ、V 方から北方約 5 0 メートルに位置する Q マンション入口に防犯カメラが設置されていることが判明した。同防犯カメラ画像を精査した結果、3 月 9 日午後 0 時 5 6 分、同マンション前路上に、車両番号『あ 8 9 1 0』の黒色ワンボックスカーが止まり、同日午後 0 時 5 8 分、同車両助手席から男（茶色の作業着上下、帽子を着用）が降り、南方に歩いていく状況と、同日午後 1 時 1 1 分、南方から同男と思われる男が走ってきて同車両助手席に乗り込み、同車両が発進する状況が記録されていた。」

(5) 車両検索に関する捜査報告書（証拠⑤）

「車両番号『あ 8 9 1 0』について検索をかけたところ、同車両番号での黒色ワンボックスカーの該当は 1 台のみであることが確認され、その使用者は B であることが判明した。」

(6) V 名義のキャッシュカード利用状況に関する捜査関係事項照会回答書（証拠⑥）

「R 銀行 S 支店に開設された V 名義の普通預金口座（口座番号 1 2 3 4 5 6 7）に係るキャッシュカードについては、3 月 9 日午後 1 時 3 5 分頃、V の申入れにより利用停止の手続が執られた。同日午後 1 時 4 0 分、U コンビニエンスストア T 店に設置された A T M に同キャッシュカードが挿入され、出金の操作が行われたが、未遂に終わっている。」

(7) U コンビニエンスストア T 店防犯カメラ画像の精査に関する捜査報告書（証拠⑦）

「U コンビニエンスストア T 店の駐車場及び店内に設置された防犯カメラ画像を精査した結果、3 月 9 日午後 1 時 3 8 分、黒色ワンボックスカーが駐車場に止まり、運転席から、黒色の上衣、青色のズボンを着用した男（以下『甲』という。）、助手席から、茶色の作業着上下を着用した男（以下『乙』という。）がそれぞれ降り、入店する様子が記録されていた。また、入店後、甲が、同日午後 1 時 3 9 分から同日午後 1 時 4 1 分までの間、A T M 前に立っている様子、乙が、清涼飲料水コーナーでペットボトル 1 本を手に取り、同日午後 1 時 4 1 分、店員にカードを手渡して購入手続を行う様子が、記録されていた。」

(8) 商品購入状況に関する捜査報告書（証拠⑧）

「U コンビニエンスストア T 店店長からの聴取により、3 月 9 日午後 1 時 4 1 分、同店において、清涼飲料水 1 本が購入されたこと、その購入に際しては、交通系 I C カードが用いられたことが判明し、同カードの名義人を照会した結果、B であることが確認さ

れた。」

(9) B 方及びB使用車両の搜索差押調書（証拠⑨）

「3月10日午前7時から同日午前7時45分までの間、B方及びB使用車両の搜索を実施し、B方において、現金200万円、茶色の作業着上下1着、茶色の帽子1個、水色物干しロープ1巻及び携帯電話機1台を発見したので、これらを差し押さえた。」

(10) Bの警察官面前の供述録取書（3月12日付け）（証拠⑩）

「3月1日の夜、Aから電話で、『家に金をためているばあさんがいるらしい。一緒にその金を奪わないか。』と誘われ、金に困っていたので承諾した。それから何回か、Aと共に私の車でV方付近に行き、V方の様子を観察したところ、Vが1人暮らしで、昼前後はV方にいることが分かったので、昼過ぎ頃にV方に押し入ることにした。その後、Aと話し合い、私が宅配業者を装ってV方に入り、刃物でVを脅して現金とキャッシュカードを奪うこと、その際にVから暗証番号を聞き出すこと、発覚を遅らせるためにVを縛ること、その間Aが見張りをすることを決めた。Aから、宅配業者のような服とVを縛る道具を用意するように言われたので、茶色の作業着上下と帽子を購入した。Vを縛るためには、家にあった物干しロープを使うことにした。3月9日午後0時過ぎ頃、購入した作業着を着て、私の車でA方に行き、その後、Aに運転を替わってV方に向かった。Aは、V方付近のマンション前に車を止めると、『親父のだから、落としたりするなよ。』と言いながら、私にナイフを渡してきた。そのナイフを受け取って作業着上衣のポケットに入れ、帽子をかぶり、軍手をはめて車から降りた。その後は計画どおりに実行し、V方のたんすの引き出し内にあった現金の束とキャッシュカード1枚を奪い、暗証番号を聞き出した。V方を出た後は、Aが待つ車の助手席に乗り込み、Aが車を発進させた。Aは、しばらくの間車を走らせていたが、30分ほど経った頃、Uコンビニエンスストアの駐車場に車を止め、『カードで金を下ろしてくる。』と言ってきた。そこで、私は、Vから奪ったキャッシュカード1枚をAに渡して暗証番号を伝え、Aにナイフを返した。Aが車から降り、私も飲み物でも買おうと思って車から降りた。店内では、私名義の交通系ICカードを使ってスポーツドリンク1本を買った。それから、Aと2人で車に戻ったが、この時Aが不機嫌そうに、『もう使えなかった。』と言っていたので、キャッシュカードが利用停止になっており、出金できなかったことが分かった。その後、A方に行き、Vから奪った現金500万円を2人で分けた。取り分は、Aが300万円 私が200万円だった。実行したのは私だったので分け前に少し不満はあったが、地元の先輩であるAには昔から面倒を見てもらっていて、私が学校でいじめられていたときに助けてもらったり、金に困っていたときに金を貸してもらったりしていたので仕方ないと思った。」

(11) B使用の携帯電話機の精査に関する捜査報告書（証拠⑪）

「B使用の携帯電話機を精査したところ、メッセージアプリがインストールされ、同アプリ

りに『A』なる者が登録されていること、『A』とBとの間で通話やメッセージが頻繁に交わされており、3月1日午後8時32分にも『A』からの着信があり、約14分間の通話があったことが判明した。」

(12) A方の捜索差押調書（証拠⑫）

「3月10日午後3時から同日午後3時45分までの間、A方の捜索を実施し、Aが使用する部屋において、R銀行発行に係るV名義のキャッシュカード1枚（口座番号1234567）及びサバイバルナイフ1本を発見したので、これらを差し押さえた。」

(13) A父の警察官面前の供述録取書（証拠⑬）

「私は、妻、息子のAと3人で自宅に住んでいる。警察官から、サバイバルナイフを所持しているかと尋ねられたが、1本持っている。特注品であり、柄には私の名前が入っている。本日、Aの部屋から発見されたというサバイバルナイフ1本を見せてもらったが、柄に入った名前などから私のものに間違いはない。3月7日にもそのナイフを持って釣りに行った。Bのことは知っているが、ここ数年は会ったことがなく、そのナイフを貸したこともない。」

(14) 指紋対照結果に関する捜査報告書（証拠⑭）

「証拠⑫記載のサバイバルナイフ1本から採取した指紋のうち、柄から採取した指紋2個が、それぞれBの右手拇指及び右手中指の指紋と一致した。」

(15) Qマンション防犯カメラ画像の精査に関する捜査報告書（証拠⑮）

「3月1日以降の防犯カメラ画像を新たに入手して精査した結果、同月3日から同月5日までの各日午前8時頃から午後6時頃までの間、車両番号『あ 8910』の黒色ワンボックスカーがQマンション前路上に止められ、同車両を男2名が出入りする様子が記録されていた。」

(16) Aの債務に関する捜査報告書（証拠⑯）

「消費者金融各社に対する照会の結果、本件犯行日である3月9日時点で、Aが消費者金融Y社に対して105万円、消費者金融Z社に対して220万円の債務を負っていたこと、Y社に対する債務につき、3月10日午前9時32分に100万円が返済され、Z社に対する債務につき、同日午前9時34分に200万円が返済されていることがそれぞれ判明した。」

(17) Bの検察官面前の供述録取書（3月26日付け）（証拠⑰）

証拠⑩と同旨の供述に加え、「事件の翌朝、警察官が家に来たとき、初めはしらを切ろうかと思ったが、嘘を言っても通用しないだろうと思い、最初から全部本当のことを話すことにした。Vに怖い思いをさせて申し訳ない。」旨の供述が録取されている。なお、Bは、取調べに対し、一貫して本件犯行を認め、証拠⑩と同旨の供述をしていた。

3 受訴裁判所は、4月2日、本件被告事件を公判前整理手続に付する決定をした。

検察官は、同月14日、本件被告事件について、犯行に至る経緯、犯行状況等をB供

述に沿って時系列で記載した証明予定事実記載書を裁判所に提出するとともに、証拠の取調べを裁判所に請求し、当該証拠を弁護人に開示した。その後、所定の手続を経て、弁護人は、「AがBと共謀した事実はなく、Aは無罪である。」旨の予定主張記載書を裁判所に提出し、検察官請求証拠に対する意見を述べた。これを受け、①裁判所は、検察官に対し、どのような事実と証拠に基づいてA B間の共謀を立証するのか、その主張と証拠の構造が分かるような証明予定事実記載書を追加で提出するように求めた。

その後、検察官による追加の証明予定事実記載書の提出、Bの証人尋問請求等の所定の手続が行われ、9月21日、裁判所は、争点を整理し、検察官が請求したBを証人として尋問する旨の決定をするなどした上、審理計画を策定し、公判前整理手続を終了した。裁判所が策定した審理計画は、第1回公判期日に冒頭手続、検察官請求証拠のうち証拠書類等の取調べ、第2回公判期日にBの証人尋問、第3回公判期日に被告人質問、第4回公判期日に論告、弁論等を行い、第5回公判期日に判決を言い渡すというものであった。

- 4 検察官は、Aについて、起訴後の接見等禁止決定がなされていたものの、その終期が公判前整理手続の終了する日までとされていたことから、㊦同日、接見等禁止の請求をし、裁判官は、その終期を第1回公判期日が終了する日までとして接見等禁止決定をした。第1回公判期日において、冒頭手続、検察官請求証拠のうち証拠書類等の取調べが行われた。検察官は、同期日終了後、裁判所に対し、接見等禁止の請求をし、裁判所は、その終期を第2回公判期日が終了する日までとして接見等禁止決定をした。

その後、第2回公判期日において、Bの証人尋問が行われ、Bは、証拠⑰と同旨の証言をした。㊧検察官は、同期日終了後、接見等禁止の請求をしなかった。

#### 〔設問1〕

下線部㊦に関し、検察官は、Aが本件被告事件に関与した状況についてのB供述の信用性が認められ、同供述の内容等を踏まえればAに共謀共同正犯が成立すると判断したものであるところ、以下の各問いに答えなさい。なお、証拠①から⑨及び証拠⑪から⑬に記載された内容については、信用性が認められることを前提とする。

- (1) B供述のうち本件被告事件に関与したのはAであるとする供述部分の信用性が認められると判断した検察官の思考過程について、具体的事実を指摘しつつ答えなさい。
- (2) Aに共謀共同正犯が成立すると判断した検察官の思考過程について、具体的事実を指摘しつつ答えなさい。

#### 〔設問2〕

下線部①に関し、裁判所が検察官に対し、追加の証明予定事実記載書の提出を求めた

理由を、公判前整理手続の制度趣旨に言及しつつ答えなさい。

〔設問 3〕

下線部㉔及び㉕に関し、検察官は、下線部㉖では接見等禁止の請求をしたのに、下線部㉗ではこれをしていないが、検察官がこのような異なる対応を採った理由を、具体的事実を指摘しつつ答えなさい。

〔設問 4〕

仮に、第 2 回公判期日に実施された B の証人尋問の主尋問において、B が「今回の事件は、全て A に言われたとおりにやった。当日私が着ていた作業着やロープも A が用意したものだ。」旨証言した後、反対尋問において、弁護人がその点に関し捜査段階でどのような供述をしていたのかについて尋問を尽くしても、「覚えていない。」旨の証言に終始したとする。この場合において、弁護人は、B の証人尋問終了後、「やむを得ない事由」（刑事訴訟法第 316 条の 3 第 1 項）があり、かつ、証拠能力も認められるとして、証拠⑩の取調べを請求した。これに対し、検察官は、「やむを得ない事由」があることは争わないとした上で、証拠意見として「異議なし」と述べた。

- (1) 弁護人が証拠⑩の取調べを請求した思考過程について、「やむを得ない事由」があり、かつ、証拠能力も認められると考えた理由にも言及しつつ答えなさい。
- (2) 検察官が証拠意見として「同意」ではなく「異議なし」と述べた理由を答えなさい。

〔設問 5〕

仮に、第 3 回公判の被告人質問を行う前に、A が弁護人に対して「B が全てを話してしまったので、もう無罪主張するのは無理だと分かりました。次回の公判では、B の言った話と同じ話をしようと考えています。」と言われた場合、今後、弁護人として、A に何を確認し、どのようなことを打ち合わせるか簡潔に答えなさい。

【法律実務基礎科目 刑事 採点表】※採点後に若干変動させる可能性があります。

第 1 設問 1	20 点
1 小問(1)	15
①下記供述を具体的事実（証拠）と合わせて検討していること	
・ 3 月 1 日夜の A との電話があったこと	
・ A 宅の被害品（キャッシュカード）の発見があったこと	
・ 犯行態様と被害状況が合致していること	
・ 犯行凶器（サバイバルナイフ）が A 宅から発見されたこと	
・ 犯行直後の謝金の返済等	
②B の供述に A への一方的な責任転嫁の意図は見られない・真摯で一貫していること	
③共犯者特有の特質（身代わり・引き込みの危険）について述べていること	
2 小問(2)	5
・ 共謀共同正犯の 3 要件を述べている	
・ それぞれの要件につき、具体的にあてはめをしている	
第 2 設問 2	7 点
・ 公判前整理手続の制度趣旨	3
・ 裁判所が立証構造を明確にするため求めたこと	3
具体的に立証構造の問題点を述べていれば加点する。	
・ 共謀の立証構造を問題にしていること	1
第 3 設問 3	7 点
・ 下線部㊸の状況と下線部㊹の状況の違いを確認していること	3
→ウの時点で外部交通の可能性（第三者介在）があること	
・ 罪証隠滅の可能性（81 条）の問題であること	3
・ ㊹の時点では証人尋問が終わって証拠⑰と同趣旨の証言があること	1
第 4 設問 4	8 点
1 小問(1)	4
・ 証明力を争う弾劾証拠であること	
・ 316 の 32 第 1 項の「やむを得ない事由」を解釈し、あてはめていること	
2 小問(2)	4
・ 326 条の「同意」は、伝聞証拠の証拠意見であること	

2025年度 第23回 司法試験予備試験 答案練習会「刑事実務基礎科目」

令和8年6月7日

弁護士 佐竹 勇祐

- ・弾劾証拠は、非伝聞証拠であり、326条の証拠意見は必要ないこと

第5 設問5	8点
1 方向性を記載していること	4
2 調整点	4
	／50点

## 第 1 設問 1

1 小問(1)について

(1) 3 月 1 日の夜、A から電話で誘われ、V 宅に強盗に押し入る事を計画し、V 方付近に B の車で V 方の様子を観察した旨、供述する。

同日 20:32 分に A という登録者から着信があり、約 14 分間の通話があった事実（証拠⑪）、「あ 8910」の車は使用者が B（証拠⑤）で、同月 3～5 日午前 8 時から午後 6 時までの間、Q マンション前路上に停車し、男 2 名が出入りしていた事実（証拠⑮）という客観的事実と整合する。

(2) 宅配業者を装い V 方に押し入り、刃物で脅し、現金とキャッシュカードを奪い、暗証番号を聞き出し、発覚を遅らせるために V を縛ることを計画した旨、供述する。

B が供述した内容は、被害状況（証拠①・③）と一致している。

(3) 犯行で利用する凶器として、A からナイフを渡され、A の父の物であるから犯行後に返還した旨、供述する。

A 方から A のサバイバルナイフが発見され（証拠⑫・⑬）、同ナイフから B の指紋が顕出されており（証拠⑭）、A 父の名前が入っている物である事実（証拠⑬）と整合する。

(4) V 方のたんすの引き出し内にあった現金の束とキャッシュカード 1 枚を奪い、奪った現金 500 万円のうち 300 万円を A に、残り 200 万円を B の取り分にした旨、供述する。

B 方から、現金 200 万円が発見され（証拠⑨）、A 方から、R 銀行

1 発行に係る V 名義のキャッシュカードが発見されており（証拠⑫）、  
2 被害品の一部と思われる物が発見されている事実と整合する。また、  
3 A が犯行翌日に 300 万円の借金の返済をしている事実（証拠⑭）と  
4 も整合する。

5 (5) 犯行から 30 分程経った頃、A と共に、U コンビニに行った際、  
6 V から奪ったキャッシュカード 1 枚を A に渡して暗証番号を伝え、  
7 A と共に自動車内に戻ったところ、A が不機嫌そうに「もう、使え  
8 なかった。」と言っていたので、キャッシュカードが利用停止にな  
9 っており、出金できなかったことが分かった旨、供述する。

10 R 銀行 S 支店で開設された V 名義のキャッシュカードについて  
11 は、3 月 9 日午後 1 時 35 分頃、V の申し入れにより利用停止の手  
12 続が執られており、同日午後 1 時 40 分、U コンビニ T 店に設置さ  
13 れた ATM に同キャッシュカードが挿入され、出金の操作が行われ  
14 たが、未遂に終わっている事実（証拠⑥）と整合する。

15 (6) 犯行計画を A と共に話し合い、作業着・帽子・ローブを自分で用  
16 意したと素直に認め、一方的に A に責任転嫁しようという意図は考  
17 えられず、また、供述態度は真摯で一貫する。

18 (7) 以上より、引き込みの危険や身代わりの危険等の共犯者供述の特  
19 質を考慮しても、B 供述は全体にわたり信用できる。

20 2 小問(2)について

21 (1) A は、3 月 1 日夜、B に電話で「一緒にその金を奪わないか。」と  
22 誘い、B は承諾した。その後、A と B は、共に B の車で V 方付近の

1 様子を観察し、昼過ぎ頃にV方に押し入ることにした。その後、B  
2 と話し合い、Bが宅配業者を装ってV方に入り、刃物でVを脅して  
3 現金とキャッシュカードを奪うこと、その際にVから暗証番号を聞  
4 き出すこと、発覚を遅らせるためにVを縛ること、その間Aが見張  
5 りをすることを計画し、意思連絡を通じた共謀があったといえる。

6 (2) Aは、自らBを誘い、宅配業者のような服とVを縛る道具の用意  
7 を指示し、サバイバルナイフを用意してBに渡し、犯行時には見張  
8 りと車の運転をした。また、V名義のキャッシュカードからの出金  
9 を試み、現金 500 万円の取り分は、Bの 200 万円よりも多い 300  
10 万円と 100 万円多いことからすれば、犯行における指示・準備・見  
11 張りという重要な役割を果たしたものといえる。

12 したがって、正犯意思があるといえる。

13 (3) Bは、計画通り実行しており、共謀に基づく実行行為がある。

14 (4) 以上より、Aに共謀共同正犯が成立すると考えた。

## 第2 設問2

16 公判前整理手続の制度趣旨は、充実した公判の審理を継続的・計画  
17 的かつ迅速に行うために、事件の争点及び証拠を整理することにより  
18 (刑訴法 316 条の 2)、検察官の証明予定事実記載書 (同法 316 条の  
19 13 第 1 項前段括弧書) は、争点及び証拠の整理に必要な限度で具体的  
20 に記載する必要がある。

21 検察官が提出した証明予定事実記載書では、どの証拠によってどの  
22 ような間接事実を立証し、争点であるAB間の共謀を立証しようとし

1 ているのか、または、直接証拠から共謀の事実を立証しようとしてい  
2 るのか立証構造が不明確である。

3 そこで、裁判所は、争点と証拠を整理する前提として、A B間の共  
4 謀の立証構造を明らかにするために検察官に追加の証明予定事実記載  
5 書の提出を求めたものである。

### 第3 設問3

7 ㊦で接見禁止請求をしたのは、第2回公判期日でのBの証人尋問が  
8 予定されているため、外部交通を許せば第三者を介したBへの威迫、  
9 口裏合わせなどの怖れがあり、罪証隠滅の可能性（同法81条）があっ  
10 たからである。しかし、㊧の時点では、既にBの証人尋問は終了し、  
11 証拠⑭と同旨の証言が得られており、上記の罪証隠滅の可能性がなく  
12 なったからである。

### 第4 設問4

14 1 小問(1)について

15 捜査段階での証拠⑩の内容は、Bの公判供述と矛盾するため、供  
16 述内容の不一致の事実を示し、「証明力を争う」ことを目的とする弾  
17 劾証拠（同法328条）として証拠能力が認められると考えた。

18 また、弾劾目的での証拠⑩の取調べの請求は、Bが公判廷での不  
19 一致の供述をして初めて検討されるものであるため、公判前整理手  
20 続の段階で証拠⑩の証拠調べ請求をしなかったことには合理的理  
21 由があるといえ、「やむを得ない事由」が認められると考えた。

22 2 小問(2)について

1 伝聞証拠については、証拠意見（刑訴規則 190 条 2 項）において  
2 同意・不同意（同法 326 条）の意見を述べるところ、弾劾証拠は、  
3 自己矛盾供述の存在そのもので公判供述の信用性を減殺させる非  
4 伝聞証拠であり、同条の同意を要しないからである。

### 第 5 設問 5

6 まず、B の証言が真実なのか、A に対して改めて確認する必要がある。  
7 その上で、A が話す内容が、証拠関係から裏付けがとれるか判  
8 断し、事実を確認した上で、弁護人としても真実を述べていると納  
9 得できるか確認する。

10 その後、A に対し、無罪の主張を覆し、認めとして主張し直すか、  
11 A の真意を確認する必要がある。

12 以 上

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

## 第1 全体の概要・設問数・時間配分

### 1 今回の問題は令和4年予備試験の問題

- ・設問1 (1)「本件被告事件に関与したのはAである」とするB供述部分の信用性  
(刑事実務基礎特有の問題・共犯者供述の信用性) ★  
(2) 共謀共同正犯の成否についての問題  
(刑法の論点に関する問題のアレンジ)
- ・設問2 裁判所の訴訟指揮 ★  
(公判前整理手続と追加の証明予定事実記載書の提出を求めた趣旨)
- ・設問3 接見等禁止の請求の必要性 ★
- ・設問4 (1) 弾劾証拠の証拠請求  
(刑訴法316条の32第1項の「やむを得ない自由」と証拠能力)  
(2) 弾劾証拠に対する証拠意見
- ・設問5 刑事弁護人の心得

### 2 配分をどうすべきか

#### (出題の趣旨)

本問は、共謀共同正犯の成否が争点となる住居侵入、強盗致傷事件を題材に、刑事手続の基本的知識、刑事事実認定の基本構造及び基礎的刑事実務能力を試すものである。

設問1は、共犯者供述のうち被疑者が犯人であるとする供述部分の信用性が認められると判断した検察官の思考過程と、共謀共同正犯が成立すると判断した検察官の思考過程を、それぞれ具体的な事実関係を踏まえて検討することを通じて、供述の信用性判断及び共謀共同正犯についての基本的理解を示すことが求められる。

設問2は、事例に現れた、公判前整理手続における裁判所及び当事者のやり取りを踏まえ、裁判所が検察官に追加証明予定事実記載書の提出を求めた理由を検討することを通じて、公判前整理手続の意義や機能に対する基本的理解を示すことが求められる。

設問3は、公判前整理手続に付された事件の起訴後の接見等禁止請求を巡る検察官の対応に、手続の進展に伴い差が生じている理由を検討することを通じて、接見等禁止における罪証隠滅のおそれについての理解を正確に示すことが求められる。

設問4は、弁護人が共犯者の証人尋問後に、その捜査段階における供述録取書の取調べを請求した思考過程と、同請求に対する検察官の証拠意見の理由を検討することを通じて、刑事訴訟法第316条の32第1項の「やむを得ない事由」についての基本的理解を示すとともに、弾劾証拠についての理解を正確に示すことが求められる。

(私的考え方)

設問1 信用性の問題・共謀共同正犯の成否

→信用性の問題は重い・共謀共同正犯は、刑法の問題で機械的処理

※供述の信用性の問題は、過去問で複数回出題済み。

※共謀共同正犯は、刑法でもド典型の問題。

設問2 公判前整理手続の制度趣旨

証明予定事実記載書をあまり知らない・・・。

→問題の趣旨が読み取れない(本問題の中で特に知らないと厄介になりそうな問題)。

※過去問としては、H26年で出ている。

設問3 接見等禁止の問題

罪証隠滅の可能性の問題

→刑事実務基礎としては典型的なノーマル問題

※過去問R1・R4で類似問題出題済み

設問4 公判前整理手続後の証拠調べの制限と弾劾証拠

→弾劾証拠については刑訴と被る部分

※過去問H30で類似の問題出題

設問5 追加の新問

刑事弁護人になったつもりで気楽に考えてもらいたかった問題

・全体的に過去問と同じような問題を使い回している印象が強い。しっかりと過去問を扱っていた人とそうではない人で大きく差がでてしまうと思われる。

公判前整理手続も出題数が多くなってきて、苦手・不勉強では、少々問題が出るようになってきた。今後は、対策をしていなければならない範囲と考えるべき。

## 第2 設問1(1) 「本件被告事件に関与したのはAである」とするB供述部分の信用性

### 1 信用性の検討要素（一般論）

#### ①他の証拠・事実との整合性（☆一番重要）

些細な所ではなく、供述の核心部分に注目

#### ②視認状況（目撃者なら検討必須：問題に図が出ていたら注意）

位置関係、明るさ等

#### ③「秘密の暴露」の有無

#### ④供述者が有する利害関係

+ 中立的立場 - 陰悪、友達等

#### ⑤供述態度・過程（経過、一貫性、変遷の有無・状況・理由の合理性記憶保持状況等）

#### ⑥供述内容（詳細さ、具体性、迫真性、臨場感、真実の吐露）

#### ⑦共犯者供述特有の危険性（引き込みの危険等）

### 2 実際の書き方は、割と自由

三段論法みたいな書き方が決まっているというものではないため、書きづらいと思う人も多いだろうということで、分からない人は、参考答案を参考にしてもらう。

(1) まず、証拠と一致する供述を抜き出す

(2) どの証拠か、具体的に整合すること示す。

(3) 整合するところが多ければ多いほど信用性は高まるといえる。

(4) +  $\alpha$

余裕があれば、客観的に整合するとどういう意味で信用性が高まるのか一言加えられたら答案としては引き締まる（参考答案はここまでやっていない。）

### 3 + $\alpha$ の具体例

- ・「3月1日の夜のAからの着信で、約14分間の通話があった」  
→犯行計画を立てるのに最低限の時間は通話している。
- ・「A宅から被害品であるV名義のキャッシュカードが発見されたこと」  
→キャッシュカードが転々流通する性質の物ではない。
- ・「A宅からBの指紋が付着したサバイバルナイフが発見されていること」  
→A父がBとは数年会っておらず、A父と同居するA以外から渡されたとは考えがたい。
- ・「Aが借金返済に充てた300万円」  
→偶然手に入れたわけではなく、BがVから奪った500万円のうちの取り分300万円から支払われたと考えるのが自然。

#### 4 秘密の暴露について

「秘密の暴露」（あらかじめ捜査官の知り得なかった事項について被疑者が供述し、捜査の結果、当該供述が客観的事実であると確認されたもの）の有無が信用性に影響するというもの。

秘密の暴露は、「秘密性」と「真実性」を満たした場合に初めて容認されるものという点に注意する。

- ・「3月1日夜にAと犯行計画を立てた」という事実
- ・「茶色の作業着上下と帽子を購入した」という事実
- ・「家にあった物干しロープを使うことにした」という事実

→これら等は、集まっている証拠からは、Bの供述の信用性が認められない限り、真実と確認はできないため、秘密の暴露ではない。

#### 5 共犯者供述の論述（終局処分起案の考え方抜粋）

共犯者供述の信用性について

- ①他の証拠・事実との整合性
- ②知覚・記憶の条件
- ③共犯者と「事件・被疑者・被害者等」との利害関係やその程度
- ④供述態度・供述過程
- ⑤供述内容

などの観点から信用性を検討するが、その検討に当たっては、特に

- i 犯人でない被疑者を引き込み、責任を転嫁して共犯者自身の刑事責任を免れ、あるいは軽減させようとしているのではないか（引込みの危険性）
  - ii 共犯者自身が刑事責任を負担し、あるいは重くすることにより、犯人である被疑者の刑事責任を免れさせ、あるいは軽減させようとしているのではないか（身代わり等）
  - iii 共犯者自身が刑事責任を免れ、あるいは軽減するために、犯人である被疑者の刑事責任を免れさせ、あるいは軽減させようとしているのではないか
- という共犯者供述固有の問題を意識することが必要となる。

### 第3 設問1(2) 共謀共同正犯

#### 1 要件（試験的には3要件で考える）

- ① 共謀（意思連絡）
- ② 正犯意思
- ③ 共謀に基づく実行行為

※ 共謀とは、意思連絡と正犯意思との相関関係により判断される評価概念である。

#### 2 具体的あてはめ

- ① 意思連絡を通じた共謀は、Bの供述の信用性があればそのまま認定できる。
- ② 犯行における指示・準備・見張り・取り分から重要な役割を果たしている。
- ③ 計画通り実行→共謀に基づく実行行為あり。

### 第4 設問2

#### 1 公判前整理手続と証明予定事実記載書

・公判前整理手続の制度趣旨

充実した公判の審理を継続的・計画的かつ迅速に行うために、事件の争点及び証拠を整理すること（316の13）

・証明予定事実記載書

検察官の証明予定事実記載書（同法316の13）は、争点及び証拠の整理に必要な限度で具体的に記載する必要がある・

証明事実と証明に用いる主要な証拠との関係を具体的に明示することが求められている（規則217の20）。

→被告側にとっては、証明予定事実記載書によって防御の対象が明確になることとなる。

#### 2 本問の証明予定事実記載書

問題文からすれば「本件時刻事件について、犯行に至る経緯、犯行状況等をB供述に沿って時系列で記載した証明予定事実記載書」を裁判所に提出している。

弁護士は、「AがBと共謀した事実はなく、Aは無罪である」と予定主張記載書を裁判所に提出。

それを受けて下線部④となっている。

「どのような事実と証拠に基づいてA B間の共謀を立証するのか、その主張と証拠の構造が分かるような証明予定事実記載書を追加」で求めていることからすれば、**A B間の共謀を立証する立証構造を分かるようにして欲しい**という趣旨であることは分かる。

### 3 立証構造の違いでどうなるか

- ・ 間接事実により立証していく場合  
弁護側としては、間接事実による推認に対して反証をする方向
- ・ 直接証拠により立証していく場合  
弁護側としては、直接証拠の供述の信用性を減殺する方向

⇒ 弁護側の防御方針が定まらない状態となってしまう、公判前整理手続の趣旨に合わない。

### 第5 設問3 接見等禁止の判断（本問の考え方）

㊦と㊧の違いを述べればよいだけの問題。

条文としては、刑訴81条は指摘しておきたい。

- ・ ㊦時点での考慮要素  
AとBとの関係性から利害関係あり、Bの証言への影響（威迫・口裏合わせ等）の可能性
- ・ ㊧時点での考慮要素  
Bの証人尋問は終了、供述を覆すおそれなくなる。

※参考までに過去レジュメで記載した「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」の判断方法を抜粋

1 「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」が出てくる場面

①勾留の理由の場面（207条1項本文・60条1項2号）

罪証隠滅の抽象的な可能性があるだけでは足りず、具体的な蓋然性が必要。

※最高裁平成26年11月17日第一小法廷決定

②接見等禁止処分の場面（207条1項本文・81条）☆本問題

身体拘束（勾留）されていることが前提であるので、それでも防止できない程度の具体的危険があることが必要

③保釈の場面（89条4号）

すでに起訴されているため、起訴するに足りるだけの証拠は収集保全済みのはず。

公判手続の進行の程度（争点及び証拠の整理の進展・内容等）によって判断の影響力は変わる。

ex) 起訴直後、第1回公判期日前後、公判前整理手続前後、結審前後、判決言渡し前後

※最高裁平成26年11月17日第一小法廷決定

本件被疑事実の要旨は、「被疑者は、平成26年11月5日午前8時12分頃から午前8時16分頃までの間、京都市営地下鉄烏丸線の五条駅から烏丸御池駅の間を走行中の車両内で、当時13歳の女子中学生に対し、右手で右太腿付近及び股間をスカートの上から触った」というものである。

原々審は、勾留の必要性がないとして勾留請求を却下した。これに対し、原決定は、「被疑者と被害少女の供述が真っ向から対立しており、被害少女の被害状況についての供述内容が極めて重要であること、被害少女に対する現実的な働きかけの可能性もあることからすると、被疑者が被害少女に働きかけるなどして、罪体について罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があると認められる」とし、勾留の必要性を肯定した。

被疑者は、**前科前歴がない会社員**であり、原決定によっても**逃亡のおそれが否定されている**ことなどに照らせば、本件において勾留の必要性の判断を左右する要素は、罪証隠滅の現実的可能性の程度と考えられ、原々審が、勾留の理由があることを前提に勾留の必要性を否定したのは、この可能性が低いと判断したものと考えられる。本件事案の性質に加え、**本件が京都市内の中心部を走る朝の通勤通学時間帯の地下鉄車両内で発生したもので、被疑者が被害少女に接触する可能性が高いことを示すような具体的な事情がうかがわれないことからすると、原々審の上記判断が不合理であるとはいえないところ、原決定の説示をみても、被害少女に対する現実的な働きかけの可能性もあるというのみで、その可能性の程度について原々審と異なる判断をした理由が何ら示されていない。**

そうすると、勾留の必要性を否定した原々審の裁判を取消して、勾留を認めた原決定には、**刑法60条1項、426条の解釈適用を誤った違法があり、これが決定に影響を及ぼし、原決定を取り消さなければ著しく正義に反するものと認められる。**

## 2 考慮要素

「罪証隠滅」とは、証拠に対する不正な働き掛けによって、判断を誤らせたり、捜査や公判を紛糾させたりするおそれがあることをいう。

考慮要素

- ・罪証隠滅の**対象**：どの事実に対するどの証拠が対象となるか
- ・罪証隠滅の**態様**：どのような方法で働き掛けがあるか
- ・罪証隠滅の**客観的可能性**：実行可能性と実効性があるか
- ・罪証隠滅の**主観的可能性**：主観的に行為にでる可能性

⇒罪証隠滅の抽象的な可能性があるだけでは足りず、具体的な蓋然性が必要

## 3 各要素の検討

### (1) 罪証隠滅の**対象**となる事実

- ・犯罪事実

(例えば、被疑者の犯人性、暴行の有無や態様、故意、共謀など)

- ・重要な情状事実

(例えば、動機、計画性、凶器や薬物の入手経路、常習性など)

### (2) 罪証隠滅の**態様**：どのような方法で働き掛けがあるか

- ・既に存在する証拠を隠滅するもの+新たな証拠を作出するもの

(例えば、凶器を隠す・捨てる、証人となり得る者に供述を変えるよう働きかける、共犯者や事件関係者と口裏を合わせる、電子メールやSNSのメッセージを消去する、携帯電話やパソコン等に後から内容虚偽のデータを入力するなど)

### (3) 罪証隠滅の**客観的可能性 (実行性)**

例えば

- ・捜査機関に押収されている証拠物の隠滅⇒低い
- ・友人に働きかける⇒高そう
- ・面識がなく居所を知らない人に働きかける⇒低そう
- ・敵意を抱いている人に働きかける⇒低そう

等

### (4) 罪証隠滅の**主観的可能性**

例えば

- ・犯罪自体が重大→重い処罰が予想される⇒高い
- ・前科の存在→重い処罰が予想される⇒高い
- ・罪証隠滅の余地大きく隠滅行為が容易になしえる⇒高い
- ・供述態度や供述内容も加味する

## 第6 設問4(1)

### 1 「やむを得ない事由」の解釈

どのような場合に「やむを得ない」と考えるかを解釈で考えるしかない。

⇒基本的には、物理的に無理な場合や、取調べ請求ができないことに合理的理由がある場合

#### ・証拠⑩

公判前整理手続の段階で既に存在は知っている。

→原則、後から取調べ請求できないはず。

しかし、弾劾証拠として提出する場合、公判供述で不一致供述が出て初めて検討されるもので、後から取調べ請求することに合理的理由がある。

### 2 証拠能力

弾劾証拠として用いる場合＝不一致供述の存在それ自体を立証して証言の証明力を争う  
刑訴法328条から証拠能力はある。

## 第7 設問4(2)

### 1 326条の証拠意見

伝聞法則の適用により書証の証拠能力が否定される場合に用いられるもの

### 2 328条の場合

弾劾証拠は、自己矛盾供述の存在そのもので公判供述の信用性を減殺させる非伝聞証拠  
(供述の存在自体を立証趣旨とする証拠物)。

→そうすると、同意・不同意ではなく、異議の有無を述べることになる。

以上

この先は刑事実務基礎対策の考え方を簡単に紹介します。

## 【法律実務基礎科目 刑事】の対策

### 1 勉強しなくてもいけるのか？

この話の前提には、受験生の大半が問題を解けない（難しすぎる・解答の方向性が分からない等）ため、点数に差がつかないことが原因と思われる。

もっとも、過去問も増えてきた現在、全くの無対策は無謀。とはいえ、やりすぎも禁物。

### 2 何をどう勉強したらいいか？

勉強する手は広げすぎない。大事なのは当然のことながら刑法・刑事訴訟法の勉強。

やらなきゃならないのは、刑法・刑訴で出ない刑事実務基礎プロパーな知識のみと割り切り、それ以外は刑法・刑訴の対策でなんとか対応する。

### 3 教材

#### (1)法律実務基礎科目ハンドブック2 刑事実務基礎【第6版】

→刑実対策として大人気。情報量は必要十分が多いため全部目を通すのはキツイ。過去問がR2～R6まで。

【第5版】にR元年までの過去問あり。

#### (2)伊藤塾試験対策問題集1 刑事実務基礎（第2版）

→R3年まで過去問と答案がある。簡易的なまとめレジュメみたいなものがある。過去問だけはとりあえず回したいという人はこっちの方がいいかも。

※基本的にこの上記2冊から選ぶしかない（どっちか（特に(1)）持っている人も多そう。）。

※他の教科書などに手を出す必要性（法律雑誌を読破する等）は少ない。やりすぎ注意。

※「基本刑事訴訟法」（手続理解編、日本評論社）も有用、口述対策にもなる。

### 4 刑事実務基礎プロパーな知識はどんなものか

#### (1) 刑事訴訟法関連（刑事手続分野？）

犯人性の検討

供述の信用性の検討

勾留・勾留延長・接見禁止・保釈の具体的な要件の検討

公判前整理手続の具体的な内容

証人の保護手続

被害者参加人等の意見陳述

証拠調べ（証人尋問・異議申立て）

#### (2) 刑法関連（事実認定分野？）

実はあまりない。刑法の知識で十分。

刑法でいうメイン犯罪の区別が出来るようにはしっかり勉強しておく必要がある。

(メイン犯罪の例)

殺人・傷害/傷害致死・暴行

窃盗・詐欺・強盗・恐喝・横領・盗品等・器物損壊・背任

共犯(特に共謀共同正犯/幫助犯)

### (3) 法曹倫理

法曹倫理については、予備試験のみの問題になるため、対策が必要。もっとも、有名なものをいくつか抑えておくのみでいい。

(有名なもの)

・誠実義務と真実義務(規程5条)

有罪証拠を見つけたものの無罪主張、身代わり犯人

・利益相反関係(規程27条3号、28条3号)

共犯者の弁護

・守秘義務(規程23条)

※実際迷ったら、被告人の利益に考えて消極的に動くしかない(誠実義務)。真実義務貫いて後ろから刺されるわけにはいかないのが現実。

### (4) 犯人性の検討順序

※詳しく勉強したい方→「終局処分起案の考え方」とネット検索。

※検討順序

①被疑者が犯人であると推認させる間接事実

②被疑者が犯人であると直接認定できる直接証拠

③共犯者供述

④被疑者供述

の順番

→まずは客観証拠から認定できるもので固める。その後、人の供述に信用性があるか(客観証拠と符合するか等)を検討する流れ

### (5) 犯人性の書き方(正解はない)

①【認定した間接事実】を書く。

②【認定プロセス】

→どのような証拠から、どのような思考過程を経て、当該間接事実を認定したのかを書く。

③【意味づけ】

→推認理由

間接事実がどのような推認理由で犯人性と結びつくのか書く。

→反対仮説

反対仮説の現実性・合理性の程度を考える。

(反対仮説の発想の原点は被疑者供述等を考慮するとよいかも)

→推認力

犯人性をどの程度推認させるかを示す。

#### **(6) 供述の信用性の検討枠組み**

##### **信用性の検討要素**

- ①他の証拠・事実との整合性 (☆一番重要)  
些細な所ではなく、供述の核心部分に注目
- ②視認状況 (目撃者なら検討必須：問題に図が出ていたら注意)  
位置関係、明るさ等
- ③「秘密の暴露」の有無
- ④供述者が有する利害関係  
+ 中立的立場 - 陰悪、友達等
- ⑤供述態度・過程 (経過、一貫性、変遷の有無・状況・理由の合理性記憶保持状況等)
- ⑥供述内容 (詳細さ、具体性、迫真性、臨場感、真実の吐露)
- ⑦共犯者供述特有の危険性 (引き込みの危険等)

以上

2026年06月07日答案練習会

法律実務基礎 刑事

最優秀答案

回答者：I・Mさん

第1 設問1 15

1 小問(1) 11

(1) 供述部分の信頼性を判断するにあたって、①客観的事実との整合性、②供述の一貫性・矛盾の有無を考慮して判断する。また、共犯者の供述の場合、引っ張りこみの危険があるため、慎重に判断すべきである。

(2) 証拠①から、本件被告事件前の3月1日の夜、AB間で会話があったことが認められ、3月1日の夜にAから電話があったというBの供述と整合する。また、証拠⑤から、犯行の下見をしていたというBの供述と整合する。証拠⑫～⑭から、A宅で発見されたサバイバルナイフはA父の物であり、特注品であった。そして、事件の2日前までA父が持って行っていたこと、Bにここ数年会ったことがなく、貸したこともないことから、BがA父のサバイバルナイフを偶然所持している可能性は極めて少ない。Bは犯行当時、AからかかるナイフをA父のものである旨伝えられていることから、Bの供述と整合する。さらに、証拠④⑤から、犯行時刻に『あ 8910』の黒色ワンボックスカーが止まっており、その所有者はBであった。そして、証拠⑥～⑧から、ICカードを利用した乙はBであり、ATMを利用した甲はAである可能性が極めて高く、Bの供述と矛盾しない。

Bは取調べに対して、一貫して犯行を認めており、供述の一貫性が認められる。

さらに、Bは一貫して犯行を認めていることから、否認事件と異なり、引っ張り込みの危険が少ないといえ、信用できる。

(3) これらの事情からすれば、Bの供述は、客観的事実と矛盾なく整合しており、一貫性も認められ、引っ張り込みの危険も少ない。以上が、B供述の信頼性が認められると検察官が判断した思考過程である。

2 小問(2) 4

(1) 共謀共同正犯(刑法60条)が成立するには、①共謀、②正犯意思、③共謀に基づく実行行為が必要である。

(2) Bの供述と証拠⑩から、Aは、3月1日の夜、BにV宅に強盗に入ることを持ちかけ、Bがこれに承諾しており、共謀が認められる(①充足)。また、本件被告事件について、AからBに話を持ち掛けており、主導的な立場にあること、現金500万円をBより多い300円の取り分を得ていることから、正犯意思が認められる(②充足)。BがB供述で述べたように、Bが共謀に基づきV宅に強盗に入っていることから、共謀に基づく実行行為も認められる(③充足)。

コメントの追加 [勇佐1]: 一般的な考えとしては○です。

コメントの追加 [勇佐2]: ここも、証拠〇〇から認定される内容を記載するようにしましょう。なせかこだけ証拠の提示がありません。

コメントの追加 [勇佐3]: この辺の一般論は、こういう形で問題ないと思います。

コメントの追加 [勇佐4]: goodです。

コメントの追加 [勇佐5]: 気持ちここをもう少し認定を厚く書くと締まりがよいと思いますが、配分等の問題からすれば致し方ないかもしれません。

第2 設問 2 6

公判前整理手続の制度趣旨は、事件の争点及び証拠を整理するため、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことにある。検察官の提出した時系列で記載した証明予定事実記載書では、どのような事実と証拠に基づいて AB 間の共謀を立証するのか、その主張と証拠構造が明らかでないため、かかる点を明らかにする必要がある。そこで、裁判所は、事件の争点及び証拠を整理するため、検察官に対し、追加の証明予定事実記載書の提出を求めた。

コメントの追加 [勇佐6]: 念のため、条文の指摘をしたいです。

第3 設問 3 7

(1) 下線部㉔の時点では、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」(81 条本文前段)があったが、下線部㉕の時点では、かかる相当な理由がなくなったためである。

コメントの追加 [勇佐7]: 今回の問題では、これで合格レベルで OK だと思います。

解説で確認してほしいですが、裁判所がどういうものを求めているのか、どうしてわからないから追加を出せと言っているのか、一步踏み込めると上位答案になると思います。

(2) 具体的には、下線部㉔の時点では、B の証人尋問が未だ行われていなかった。そのため、A が B の地元の先輩であることから、B に口裏を合わせるように強要したり、共通の知人を通じて、A に有利な証言をするように求める客観的可能性がある。また、本件被告事件は、強盗致傷罪(刑法 240 条前段)についての事件であり、無期又は 6 年以上の拘禁刑と刑罰が重く、A が B の供述を妨げる主観的可能性が認められる。一方、下線部㉕の時点では、B の証人尋問が既に行われており、もはや証拠隠滅の必要性がなくなった。

コメントの追加 [勇佐8]: good です。

第4 設問 4

1 小問 (1) 3

(1) 「やむを得ない事由」(316 条の 32 第 1 項)とは、公判前整理手続又は期日間整理手続において証拠調べ請求することが期待できない正当な事由があることをいう。

コメントの追加 [勇佐9]: 具体的に記述ができていて good です。

B の証人尋問の主尋問において、「作業着やロープを用意したのは A である。」と、証拠㉔と異なる発言をしており、このような事態は公判前整理手続又は期日間整理手続においては想定できない。よって、公判前整理手続又は期日間整理手続において証拠調べ請求することが期待できない正当な事由があるから、「やむを得ない事由」があるといえる。

コメントの追加 [勇佐10]: こういう場合に規範を自分でたてるのは good です。

(2) B の証人尋問の主尋問における発言は、これまでの B の発言(証拠㉔)と矛盾するものであるから、弾劾証拠(328 条)にあたる。そのため、証拠能力が認められる。

2 小問 (2) 3

「同意」(326 条)は、伝聞証拠についての意見であるところ、弾劾証拠は自己矛盾供述の存在自体で証明力を減殺できるため、非伝聞証拠である。よって、検察官は、「同意」ではなく、証拠調べに対する意見である「異議なし」と述べた。

第5 設問 5 6

弁護士として、A に無罪の主張ではなく、有罪を前提に減刑を求める主張に変更するかを確認し、減軽事由の有無について打ち合わせるべきである。

以上

合計 40 / 50

2026年06月07日答案練習会

法律実務基礎 刑事

### 最優秀答案

回答者：O・Kさん

設問1

(1) 12

1 3月1日に、BがAと電話で本件犯行につき謀議をなした旨の供述がある。これは、証拠①に3月1日午後8時32分から、AとBが14分間通話したことを示す記録が存することと矛盾しない。

2 謀議後、BとAが共にBの車でV方付近に出向き、V方の様子を観察した旨の供述がある。これは、証拠⑤のV方付近のマンション防犯カメラの3月3日から5日の映像に、車両番号「あ8910」のボックスカーが映っており、2人の男が出入りしていたこと、及び、証拠⑤から、車両番号「あ8910」の使用者がBであることが判明していることと矛盾しない。

3 犯行当日、AがBに対し、「親父のだから、落としたりするなよ。」と言いながらナイフを渡した旨の供述がある。これは、証拠⑫で差し押さえたナイフが、証拠⑬よりAの父の所有物であると判明していることと矛盾しない。

4 犯行後、AがUコンビニエンスストア駐車場に車を止め、「カードで金を下ろしてくる」と言った旨及びB自身も下車し、飲み物を買った旨の供述がある。このことは、証拠⑥でV名義のキャッシュ

**コメントの追加 [勇佐1]:** 緻密に証拠を示し、供述との整合性を確認していることは非常に good です。  
+ α としては、共犯者供述の特殊性について意識して追加で述べられるとよかったです。

キャッシュカードが U コンビニエンスストア T 店で 3 月 9 日の午後 1 時 40 分頃、ATM に挿入されたと判明していること、証拠⑦で 3 月 9 日午後 1 時台の U コンビニエンスストア T 店の防犯カメラ映像に、甲が ATM 前に立っている様子、証拠①から推認される、本件犯行の実行役と類似の服装を着た者である乙が、飲料水を購入した様子が、それぞれ記録されていることと矛盾しない。

また、A が車に戻った後「もう使えなかった」と言っていた旨の供述もある。このことは、証拠⑥により、V 名義のキャッシュカードにつき、V の申し入れにより、3 月 9 日午後 1 時 35 分に利用停止手続きが執られたと判明していることと矛盾しない。

5 A 方に行き、V から奪った現金 500 万円を 2 人で分けた。その取り分は、A が 300 万円、B が 200 万円であった旨の供述がある。これは、証拠⑩で、本件犯行の翌日たる 3 月 10 日に、A が消費者金融である Y 社に 200 万円、Z 社に 100 万円の合計 300 万円を返済したと判明していることと矛盾しない。

6 証拠⑩及び⑪より、B は本件犯行のわずか 3 日後である 3 月 12 日の時点から、本件犯行について一貫した供述を行っている。このことは、B の供述の信用性を肯定するにつき、積極的事情として評価できる。

7 証拠⑩より、B は、事故が本件犯行の実行者であることを認めたいうで、A の本件犯行への関与につき述べている。この点は、B は A に対し本件犯行の責任を転嫁しようとはしていないと評価できる。このことも、B の供述の信用性を肯定するにつき、積極的事情とし

て評価できる。

8 以上より、Bの供述には、信用性を肯定するに足る事情が存することに加え、矛盾なく整合的に説明可能な点が多いと評価できる。したがって、信用性が認められる。

(2) 4

1 共謀共同正犯は、①共謀、②正犯意思の存在、③共謀に基づく一部の者による実行行為の存在、の各要件が満たされる場合に成立する。

2 AB間には本件犯行についての意思連絡が存することから①の要件を満たす。

AはBに対し、本件犯行を提案していることから、本件犯行につき主導的な役割を果たしていると認められる。また、AはBに対し本件犯行に不可欠な品として用いられた凶器たるナイフを提供している点でも、本件犯行につき主導的な役割を果たしていると認められる。さらに、Aは本件犯行についての分け前につき、Bの取り分より多額の300万円を取得している。このことから、Aが本件犯行につき主導的な役割を果たしていると認められる。これらのことから、A本件犯行の実行担当者であるBのみならず、Aにも正犯意思が存すると評価できることから、②の要件も満たす。

Bは、AB間の共謀に基づいて、Vに対する住居侵入強盗を実行している。このことから、③の要件も満たす。

3 したがって、Aには共謀共同正犯が成立する。

設問2 6

1 公判前整理手続きは、316条の2第1項より、公判の審理を、充実させ、迅速に行うことを目的とされてきた手続きである。

2 本件において、弁護人は、予定主張記載書において、AB間の共謀を否定している。このことから、共謀の有無が重要な争点となると想定される。そして、その点についての審理を充実させ、迅速に行うためには、共謀についての追加照明予定事実記載書が提出されることが、有効に作用する、との判断に至ったため。

### 設問3 6

1 接見等の禁止は、被告人につき、逃亡、又は罪証隠滅の疑いが存する場合に、81条に基づき認められる。

2 AはBにとり、地元の先輩である。そして、Aの父は、現にBのことを知っている。このことから、AとBには共通の知人が存する蓋然性が認められる。つまり、AがBとの共通の知人を介し、接見の場で、Bに対し本件犯行につき、Aとの共謀を否定する証言をなすように働きかけることは、十分に実現可能である。

したがって、Bによる、Aの公判での証言前である㊦の段階では、Aに罪証隠滅の疑いが存すると評価できることから、検察官は接見禁止の請求を行った。

他方㊧の段階においては、BのAの公判における証言は、既になされている

この段階で、AがBに対し本件犯行につき、Aとの共謀を否定する証言をなすように、間接的に働きかけても、既に裁判所は共謀についての心証を形成済みであり、意味をなさない。このことから、Aに

コメントの追加 [勇佐2]: 頭出し good です。

コメントの追加 [勇佐3]: 問題の肝がわからない場合は、この程度で済ましても致し方ないでしょう。もともと、この文章だと、問いに対して当たり前の回答になっていて、その理由を深く聞いている問題だと分かります。

コメントの追加 [勇佐4]: 頭出し good です。

罪証隠滅の疑いは存しない。

したがって、検察官は接見禁止の請求を行わなかった。

#### 設問 4

##### (1) 3

1 捜査段階における B の供述である証拠⑩において、B は、本件犯行につき A と共謀して行った旨の供述をなしている。しかるに、第 2 回公判期日において、B は、本件犯行につき、全て A に言われた通りに行い、犯行当日に着用した作業着や、使用したロープも A が用意したとし、本件犯行には従属的に関与したにすぎない旨の証言を行っている

これは、A により不利な証言と評価できる。そして、このような内容の証言がなされることは、公判前整理手続き段階においては予期できなかつた。このことから、316 条の 32 第 1 項にいう「やむを得ない事由」が認められる。

2 次に、第 2 回公判期日における証言は、証拠⑩との対比において、自己矛盾供述に該当するため、328 条により、証拠能力も認められる。

##### (2) 4

1 同意（326 条 1 項）は、伝聞証拠に証拠能力を付与するため必要となる。

2 本設問において、証拠⑩は、その内容の真実性ではなく、B による矛盾した供述がなされているという点での、存在自体を問題として、328 条を根拠として用いられる。このことから、証拠⑩は、

本設問で用いられる場面においては、伝聞証拠ではない。

3 したがって、検察官は、「異議なし」と述べた。

設問 5 5

1 弁護士職務基本規定（以下本設問では規定と記す）22条1項より、弁護士は依頼者の意思を尊重して職務を行わなければならない。

このことから、Aが次回の公判期日で、Bの言った話と同じ話をしたいと望んでいる以上、それが、適法であることは明白であることから、弁護人は、基本的にはAの意思を尊重すべきである。

2 もっとも、弁護人には、規定36条により、依頼者との協議義務が存する。

このことから、弁護人としては、Aが次回の公判期日で望み通りの供述をなした場合、それが自己に不利益な事実の承認として、自白となり、有罪の有力な証拠となる。そして、自白により形成される裁判所の心証を、後に覆すことは困難であるとの説明を、Aの誤解を防止するため、Aに対しなす必要がある。

3 そして、上記説明につき、Aが理解・了承するのであれば、規定46条に基づく最善の弁護活動として、情状面でAに有利となる主張を、次回以降の公判期日で展開すべく、Aと打ち合わせをなす。

合計 40 / 50